

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 令和4年10月12日

【四半期会計期間】 第97期第3四半期(自 令和4年6月1日 至 令和4年8月31日)

【会社名】 株式会社アメイズ

【英訳名】 Amaze Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 穴 見 賢 一

【本店の所在の場所】 大分県大分市西鶴崎一丁目7番17号

【電話番号】 097 - 524 - 3301(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 児 玉 幸 子

【最寄りの連絡場所】 大分県大分市西鶴崎一丁目7番17号

【電話番号】 097 - 524 - 3301(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 児 玉 幸 子

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第96期 第 3 四半期 累計期間	第97期 第 3 四半期 累計期間	第96期
会計期間	自 令和 2 年12月 1 日 至 令和 3 年 8 月31日	自 令和 3 年12月 1 日 至 令和 4 年 8 月31日	自 令和 2 年12月 1 日 至 令和 3 年11月30日
売上高 (百万円)	8,462	10,466	11,852
経常利益 (百万円)	471	1,854	926
四半期(当期)純利益 (百万円)	275	1,208	389
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	1,299	1,299	1,299
発行済株式総数 (株)	15,204,000	15,204,000	15,204,000
純資産額 (百万円)	11,575	12,594	11,689
総資産額 (百万円)	27,569	27,524	27,701
1 株当たり四半期(当期)純利益 (円)	18.11	79.46	25.65
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1 株当たり配当額 (円)	—	—	20.00
自己資本比率 (%)	42.0	45.8	42.2

回次	第96期 第 3 四半期 会計期間	第97期 第 3 四半期 会計期間
会計期間	自 令和 3 年 6 月 1 日 至 令和 3 年 8 月31日	自 令和 4 年 6 月 1 日 至 令和 4 年 8 月31日
1 株当たり四半期純利益 (円)	9.96	31.87

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社の異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、経済社会活動の正常化に向けた動きにより企業活動や個人消費の持ち直しの兆しは見られるものの、国際情勢の影響による資源・エネルギー価格の高騰や急激な円安の進行もあり、先行き不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、未だ新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、限定的ではありますが訪日外国人の入国緩和や国内における行動制限などの規制緩和、自治体等による国内旅行施策から宿泊需要は回復基調にあり、明るい兆しが見え始めております。

当社においては、引き続き主要顧客であるビジネス客の利用が堅調なことに加え、人流の増加に伴い、観光、スポーツやイベント利用のお客が増加し、前年同四半期と比べ増収増益となりました。

当第3四半期会計期間末における店舗数は、ホテル店舗が86店舗（直営店83店舗、FC3店舗）、館外飲食店舗が4店舗であります。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は104億66百万円（前年同四半期比23.7%増）、営業利益は21億24百万円（前年同四半期比230.3%増）、経常利益は18億54百万円（前年同四半期比は293.5%増）、四半期純利益は12億8百万円（前年同四半期比は338.7%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期会計期間末における資産合計は、275億24百万円となり、前事業年度末に比べ1億76百万円の減少となりました。これは主に、有形固定資産の減少2億53百万円によるものであります。

当第3四半期会計期間末における負債合計は、149億30百万円となり、前事業年度末に比べ10億80百万円の減少となりました。これは主に、短期借入金の減少10億円によるものであります。

当第3四半期会計期間末における純資産の合計は、125億94百万円となり、前事業年度末に比べ9億4百万円の増加となりました。これは主に、利益剰余金の増加9億4百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

新設

愛媛東予店の計画は令和4年4月に完了いたしました。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和4年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和4年10月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,204,000	15,204,000	福岡証券取引所	(注)
計	15,204,000	15,204,000	—	—

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和4年8月31日	—	15,204,000	—	1,299	—	500

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（令和4年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和4年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,200,800	152,008	—
単元未満株式	普通株式 2,900	—	—
発行済株式総数	15,204,000	—	—
総株主の議決権	—	152,008	—

(注) 「単元未満株式」の株式数には、当社所有の自己株式90株が含まれております。

【自己株式等】

令和4年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式の割合(%)
株式会社アメイズ	大分県大分市西鶴崎 一丁目7番17号	300	—	300	0.00
計	—	300	—	300	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（令和4年6月1日から令和4年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（令和3年12月1日から令和4年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年11月30日)	当第3四半期会計期間 (令和4年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,222	1,226
売掛金	304	350
商品	5	5
原材料及び貯蔵品	59	57
その他	99	113
流動資産合計	1,692	1,753
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	11,321	11,391
土地	5,294	5,378
リース資産（純額）	7,541	7,246
その他（純額）	634	520
有形固定資産合計	24,791	24,537
無形固定資産	55	97
投資その他の資産	1,161	1,136
固定資産合計	26,008	25,770
資産合計	27,701	27,524

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年11月30日)	当第3四半期会計期間 (令和4年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	137	152
短期借入金	2,120	1,120
1年内返済予定の長期借入金	583	583
リース債務	272	283
未払法人税等	257	520
賞与引当金	—	41
その他	1,037	1,269
流動負債合計	4,408	3,971
固定負債		
長期借入金	2,603	2,166
リース債務	8,664	8,448
退職給付引当金	59	64
役員退職慰労引当金	44	48
資産除去債務	204	205
その他	26	26
固定負債合計	11,602	10,959
負債合計	16,011	14,930
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,299	1,299
資本剰余金	500	500
利益剰余金	9,889	10,793
自己株式	0	0
株主資本合計	11,689	12,593
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	1
評価・換算差額等合計	0	1
純資産合計	11,689	12,594
負債純資産合計	27,701	27,524

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 令和2年12月1日 至 令和3年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和3年12月1日 至 令和4年8月31日)
売上高	8,462	10,466
売上原価	823	1,084
売上総利益	7,639	9,382
販売費及び一般管理費	6,996	7,257
営業利益	643	2,124
営業外収益		
受取賃貸料	75	75
助成金収入	158	42
その他	16	27
営業外収益合計	250	145
営業外費用		
支払利息	411	403
その他	10	11
営業外費用合計	422	414
経常利益	471	1,854
税引前四半期純利益	471	1,854
法人税、住民税及び事業税	167	634
法人税等調整額	28	12
法人税等合計	196	646
四半期純利益	275	1,208

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、他社が運営するポイント制度について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識し、ポイント付与相当額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、当該対価の総額からポイント付与相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、従来の方法に比べて、当第3四半期累計期間の売上高と販売費および一般管理費はそれぞれ20百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いにしたがって、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 令和2年12月1日 至 令和3年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和3年12月1日 至 令和4年8月31日)
減価償却費	1,035百万円	964百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 令和2年12月1日 至 令和3年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年2月25日 定時株主総会	普通株式	304	20	令和2年11月30日	令和3年2月26日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 令和3年12月1日 至 令和4年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和4年2月23日 定時株主総会	普通株式	304	20	令和3年11月30日	令和4年2月25日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、報告セグメントがホテル宿泊事業一つであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

		第3四半期累計期間 自 令和3年12月1日 至 令和4年8月31日
ホテル宿泊事業	宿泊部門	7,733
	飲食部門	2,325
	その他	193
	計	10,252
館外飲食事業		213
顧客との契約から生じる収益		10,466
その他の収益		—
外部顧客への売上高		10,466

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第 3 四半期累計期間 (自 令和 2 年12月 1 日 至 令和 3 年 8 月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 令和 3 年12月 1 日 至 令和 4 年 8 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	18円11銭	79円46銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	275	1,208
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	275	1,208
普通株式の期中平均株式数(株)	15,203,622	15,203,617

(注)潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和4年10月11日

株 式 会 社 ア メ イ ズ
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 城 戸 昭 博

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アメイズの令和3年12月1日から令和4年11月30日までの第97期事業年度の第3四半期会計期間（令和4年6月1日から令和4年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（令和3年12月1日から令和4年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アメイズの令和4年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。